

横瀬町生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱（平成11年告示第61号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器等（以下「容器等」という。）の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程（昭和43年規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「容器等」とは、生ごみを堆肥化及び減量化することを目的に製造された容器又は処理機で、一般家庭用に市販されているものをいう。

（補助対象者等）

第3条 補助対象者は次のとおりとする。

（1）町内に住所を有し、新規に容器等を設置した者。ただし、事業所は除く。

（2）容器等を適正に維持管理し、堆肥化した生ごみを有効に利用できる者

（補助金額等）

第4条 補助金額は、容器等1基につき本体価額の2分の1（100円未満の端数を切り捨てて得た額）以内とし、最高1万円を限度とする。

2 補助対象限度基数は、1世帯につき2基までとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請は、容器等の設置後60日以内に町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、生ごみ処理容器等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）、又は生ごみ処理容器等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の取消し等）

第7条 町長は、前条の補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（1）補助金の申請に不正があったとき。

（2）その他、不相当と認められる事実があったとき。

（委任）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。